

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、社会保障施策の財源として活用することとなっております。

令和3年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)
376,500 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	予算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,048,729	738,548	70,666	239,515
	高齢者福祉事業	30,379	965	6,701	22,713
	児童福祉事業	1,399,495	869,700	120,699	409,096
	小計	2,478,603	1,609,213	198,066	671,324
社会保険	介護保険事業	524,297	33,345	111,850	379,102
	国民健康保険事業	216,679	122,806	21,386	72,487
	小計	740,976	156,151	133,236	451,589
保健衛生	高齢者医療事業	107,080	68,232	8,850	29,998
	健康増進対策事業	149,138	7,392	32,293	109,453
	医療体制強化事業	17,798	0	4,055	13,743
	小計	274,016	75,624	45,198	153,194
合計		3,493,595	1,840,988	376,500	1,276,107

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。